

# たべとるマルシェ出店規約

---

## 【規約の履行】

1. 本規約は、恵那 NEW FARMERS 交流会議(以下主催者とする)が主催して、たべとるマルシェ運営委員会が企画・実施する たべとるマルシェを安全かつ円滑に行う為に定める事を目的とします。

## 【たべとるマルシェの目的】

### 1. 恵那の農を育むマルシェ

たべとるマルシェは、新たな時代を担う農家を育て、応援します。

### 2. 恵那の食を育むマルシェ

たべとるマルシェは、恵那の里山に培われた“地産地消”の食文化を受け継ぎ、新たな展開を模索します。

### 3. 子どもたちの未来を育むマルシェ

たべとるマルシェは、安心して安全な恵那らしい食材にこだわり“食育”や“地産地消”の観点から、恵那の子育てを応援します。

### 4. 食と農と暮らしのつながりを深め、たくましく生き残る地方を創出します。

## 【たべとるマルシェの3つの出会いのコンセプト】

### 「すごい農家に出会えるマルシェ」

1. 生産物への想いや農や食の未来を語る生産者さんと出会えます。
2. 繰り返し手に入れたくなる恵那特有のこだわりの逸品と出会えます。
3. お気に入りの生産者や逸品の生産現場との出会いを提供します。

## 【具体的な取り組み】

1. 農家がこだわりを語れるマルシェを目指します。
2. 若手が成長できるマルシェを目指します。
3. 里山のくらしを伝えるマルシェを目指します。
4. 食育を広げるマルシェを目指します。
5. 地場産物にこだわったマルシェを目指します。
6. 作り手の畑に行くことができるマルシェを目指します。

## 【たべとるマルシェの運営】

- 1、毎月第3土曜日、10時から12時まで、恵那市中央図書館エントランスにて開催。
- 2、たべとるマルシェ運営委員会が主催する、
- 3、地産地消の販売拠点、地域住民の生活に不可欠なインフラとして毎週開催、完全自主運営を目指す。
- 4、現在は事務局を恵那市役所農政課内に置く。
- 5、会員登録制。年間登録料は5,000円とする。

## 【出店資格】

1. 出店者は、恵那市とその近郊市町村に住む農産物生産者・農産物加工業者・農家主体の委託、買取販売業、地域の自然資材を使用したキッチン用品の作り手に限ります。

### 〈 農産物生産者の方へ 〉

年間農業従事日数が240日以上の特任である者に限ります。

岐阜県GAP以上、有機JAS、岐阜クリーン農業、特別栽培農産物などの何らかの認証を取得している、あるいは取り組みをしていることを条件とします。事務局が主催する講習会にはできるだけ参加してください。

### 〈 農産物加工業者の方へ 〉

地域の資源を活用し、加工している特任業者である者に限ります。

たべとるマルシェに出店する食材を使用した商品を入れ、自ら製造し、販売してください。

### 〈 委託・買取販売を行うの方へ 〉

委託・買取販売を行う方は、農家であることを条件とします。委託・買取されたものは農産物、農産物加工のみとします。また、会員登録された方からの委託・買取したもののみ販売できます。

### 〈 物品販売の方へ 〉

販売品は出品者自ら生産した物品である、原則として特任業者に限ります。

こだわりの逸品であることをPRし、事務局による確認(聞き取り・写真など)する必要があります。

2. 出店者は主催者が定める たべとるマルシェの開催趣旨(コンセプト)に合致する商品、サービスを提供する個人・法人・団体に限ります。また主催者は出店内容について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は出店をお断りする権利を有します。またその際の根拠、判断基準などは公表しません。

#### 【出店内容について】

1. 販売品は出品者自ら生産した食材・物品であること、それらを原材料に使った加工品であること、恵那の地域らしさが伝わるものであること、主催者が たべとるマルシェのコンセプトに対して適切と判断したものに限ります。
2. 加工食品の販売は保健所の営業許可及び行商許可が必要となります。
3. 市場価格に準じた、適正な価格の表示・販売をしてください。

#### 【出店申込】

1. 事務局へ、事前申し込みが必要です。

〈 農産物生産者の方へ 〉

○恵那の農業を担う農家であることを証する「10年の営農計画」を提出してください。

〈 食品加工業者の方へ 〉

○恵那の農業を応援することを証する「地産地消推進の店」申し込みを提出してください。

〈 物品販売の方へ 〉

○出店申し込み書とともに、自らがつくるこだわりの逸品であることを、事務局にPRしてください。

2. たべとるマルシェ運営費用(レシピ試食費・環境整備・広報活動等)の一部負担金として出店料を徴収します。年度途中参加の場合は月割りし、参加した月から年度末までの金額を徴収します。(平成31年度から実施)

〔1回〕 1,000円

〔年間〕 農産物生産者…5,000円(月500円) 食品加工業者・飲食業者・物品販売…年間7,000円(月700円)

#### 【出店規則】

1. 出店場所は出店受付時に主催者が定め、許可なく移動、拡幅を行うことはできません。また原則として出店者による

出店場所の希望を受け付けることはできません。また、たべとるマルシェ開催中に主催者が必要と判断した場合は出店場所を移動していただく場合があります。

2. 出店者は料理人(ボランティア)と農家と一緒に考える「たべとるマルシェレシピ」へ積極的な参加をしてください。
3. 他の出店者とのコミュニケーションを図り、活気ある たべとるマルシェとなるよう積極的な活動をして下さい。主催者は たべとるマルシェ実施時に出店者並びに出店内容を撮影・録音等による記録を行う場合があります。またその記録をSNS、印刷物作成時等に使用する場合があります。

指定場所以外での喫煙は禁止です。

当方のスタッフが巡回のうえ出店内容のチェックを行い、出店基準に合致しない内容の出店者に対して出店禁止等の措置を取る場合があります。

#### 【規約の改定】

1. 主催者は本規約を随時変更することができるものとします。本規約の改定はホームページにて告知しその時点をもって全ての事項は改定後の規約に準じるものとします。

平成30年9月28日 改定

令和3年3月31日 改定